

令和4年度予算案(保険局関係)の主な事項

令和4年度予算案(保険局関係)の主な事項

※()内は令和3年度予算額

地域包括ケアシステムの構築等に向けた安心で質の高い医療・介護サービスの提供

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

○ 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担 11兆8,076億円(11兆7,607億円)

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

診療報酬・薬価等の改定

(1) 診療報酬+0.43%

- ※1 うち、※2～5を除く改定分 +0.23%
- 各科改定率
- 医科 +0.26%
- 歯科 +0.29%
- 調剤 +0.08%

※2 うち、看護の処遇改善のための特例的な対応 +0.20%

※3 うち、リフィル処方箋(反復利用できる処方箋)の導入・活用促進による効率化 ▲0.10%

(症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策を導入することにより、再診の効率化につなげ、その効果について検証を行う)

※4 うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 +0.20%

※5 うち、小児の感染防止対策に係る加算措置(医科分)の期限到来 ▲0.10%

なお、歯科・調剤分については、感染防止等の必要な対応に充てるものとする。

(2) 薬価等

① 薬価 ▲1.35%

※1 うち、実勢価等改定 ▲1.44%

※2 うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 +0.09%

② 材料価格 ▲0.02%

※現役世代の保険料負担の上昇を抑制するため、後期高齢者の患者負担割合への一定の所得がある方への2割負担の導入については、令和4年10月1日から施行する。

○ 国民健康保険への財政支援 3,145億円(3,104億円)

保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた保険者への財政支援の拡充や保険者努力支援制度等を引き続き実施するために必要な経費を確保する。

また、令和4年度から実施する子どもに係る保険料の均等割額の減額措置に必要な経費を確保する。

○ 被用者保険への財政支援 825億円(820億円)

拠出金負担の重い被用者保険者の負担の軽減及び短時間労働者の適用拡大に係る財政支援に必要な経費を確保する。

医療等分野におけるデータ利活用の推進等

○ 医療等分野におけるICTの利活用の促進等

① 医療保険分野における番号制度の利活用推進 2.8億円(108億円)

医療保険のオンライン資格確認等システム導入の周知広報等に関する必要な経費を確保する。

② データヘルス分析関連サービスの構築に向けた整備 1.0億円(3.7億円)

レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)や介護保険総合データベースなど健康・医療・介護情報を連結・解析する環境を整備・拡充し、研究者や民間事業者など幅広い主体への提供等を行う。

③ 医療情報化支援基金による支援【新規】 735億円

オンライン資格確認及び電子処方箋の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援を行う。

健康で安全な生活の確保

健康増進対策や予防・健康管理の推進

○ 健康寿命延伸に向けた予防・重症化予防・健康づくり等

① 保険者のインセンティブ強化(国保・保険者努力支援制度) 1,412億円(1,412億円)

公的保険制度における疾病予防・重症化予防の取組を強化するため、保険者努力支援制度(国民健康保険)について、引き続き、配点のメリハリを強化するなどの適切な指標の見直しにより、予防・重症化予防・健康づくり等に関する取組を強力に推進する。

② データヘルス(医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業)の効果的な実施の推進

ア レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業等の推進 7.9億円(7.4億円)

医療保険者による第2期データヘルス計画に基づく予防・健康づくりの取組を推進するため、加入者への意識づけや、予防・健康づくりへのインセンティブの取組、生活習慣病の重症化予防等を推進するとともに、保険者による先進的なデータヘルスの実施を支援し、全国展開を図る。

イ 保険者協議会における保健事業の効果的な実施への支援 80百万円(80百万円)

住民の健康増進と医療費適正化について、都道府県単位で医療保険者等が共通認識を持って取組を進めるよう、都道府県単位で設置される保険者協議会に対して、都道府県内の医療費の調査分析など保険者のデータヘルス事業等の効果的な取組を広げるための支援を行う。

③ 先進事業等の好事例の横展開等

ア 糖尿病性腎症患者等の重症化予防の取組への支援 52百万円(50百万円)

糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等を支援する。

イ 健康寿命の延伸に向けた歯科口腔保健の推進等 19億円(18億円)

※内保険局分7.0億円(7.0億円)

後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施について支援を行う。

④ 保険者の予防・健康インセンティブの取組への支援 69百万円 (77百万円)

健康長寿社会の実現や医療費の適正化を図るため、経済団体、保険者、自治体、医療関係団体等で構成される「日本健康会議」における、先進的な予防・健康づくりのインセンティブを推進する者を増やす支援を行う。

⑤ 健康増進効果等に関する実証事業の実施 9.2億円 (11億円)

※内保険局分3.6億円(4.5億円)

予防・健康増進効果等に関するエビデンスを確認・蓄積するためのデータ等を活用した大規模実証事業を実施する。

⑥ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの実施 1.1億円(1.0億円)

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導や地域社会で行っている相談援助等の活用を推進する。

労働環境の整備、生産性向上の推進

公的部門における分配機能の強化

(1) 看護、介護、保育など現場で働く方々の収入の引上げ【新規】 395億円 ※内保険局分100億円

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等を踏まえ、以下の取組を実施する。
看護職員の処遇改善については、令和4年度診療報酬改定において、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関(注1)に勤務する看護職員を対象に、10月以降収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組み(注2)を創設する。

これらの処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で確実に賃金に反映されるよう、適切な担保策を講じる。

(注1)救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200台/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

(注2)看護補助者、理学療法士・作業療法士等のコメディカルの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。

子どもを産み育てやすい社会の実現

不妊症・不育症に対する総合的支援の推進

○不妊治療の保険適用 145億円

令和4年4月から不妊治療の保険適用を実施。子どもを持ちたいという方々が安心して有効で安全な不妊治療を受けられるよう適切な医療の評価を実施。

地域共生社会の実現に向けた地域づくりと暮らしの安心確保

生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策

○ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの実施 1.1億円(1.0億円)※再掲

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導や地域社会で行っている相談援助等の活用を推進する。

東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

被災者・被災施設の支援

「東日本大震災復興特別会計」計上項目

○ 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置(復興) 38億円(38億円)

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、医療保険の一部負担金や保険料の免除等の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

※ 『「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針』(令和3年3月9日閣議決定)において、「被保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行う」とされており、これを踏まえ、見直しの内容等について検討する。